

# 一宮市公共施設アダプトプログラム実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、身近な公共空間である道路、公園及び緑地（以下「公共施設」という。）の美化及び清掃について、市民が実施団体となってボランティアで管理するアダプトプログラムの実施に関し必要な事項を定めることにより、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

## (届出)

**第2条** 実施団体になろうとする者（2名以上の者がグループで実施団体になろうとする場合は、その代表者）は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、市長に活動申込書（様式第1）を提出しなければならない。

2 実施団体になった者がこれを辞退する場合は、市長に活動辞退届（様式第2）を提出しなければならない。

## (合意書の取り交わし等)

**第3条** 市長は、前条の規定により活動申込書の提出があった場合において、その内容を適当と認めるときは、その者（2名以上の者がグループで実施団体になろうとする場合は、その代表者。次項において同じ。）と合意書（様式第3）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした者は、適時、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書（様式第4）
- (2) ボランティア活動員の名簿（様式第5）

## (実施団体の役割)

**第4条** 実施団体が行う公共施設の美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理する公共施設内の空き缶や散乱ゴミ等の収集
- (2) 情報の提供
- (3) その他必要な活動

2 収集した空き缶及び散乱ゴミ等は、当該区域の属する収集日に収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

## (市の役割)

**第5条** 市長は、実施団体が行う活動に対し次に掲げる便宜を行うものとする。ただし、アダプトサインについては管理区域内の公園、植樹帯などに設置できる場合において原則1箇所を設置するものとし、4名以下のグループによる実施団体については設置しないものとする。

- (1) 下記清掃道具等の提供
  - ア 清掃に必要な道具類（ほうき、塵取り等）
  - イ ゴミ袋、軍手等の物品
- (2) 実施団体の補償保険への加入
- (3) アダプトサインの設置
- (4) 統一デザインの帽子の支給
- (5) その他活動に必要な便宜

- 2 第3条の合意書において、市民が実施団体として管理する公共施設の管理者が、一宮市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前にその承諾を得るものとする。
- 3 市長は、実施団体が行う活動が特に優れていると認めるときは、一宮市表彰条例（昭和34年一宮市条例第10号）の規定に基づく表彰並びにその他の表彰について、当該実施団体を推挙することができる。

**（庶務）**

**第6条** 公共施設のアダプトプログラムに関する庶務は、都市計画課において処理する。

- 2 公共施設の管理者、まちづくり部及び建設部の職員は、これに協力するものとする。

**（雑則）**

**第7条** この要綱に定めるもののほか、公共施設のアダプトプログラムの実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

**付 則**

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年12月11日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。